

平成22年5月10日

各 位

会社名 日本スピンドル製造株式会社  
代表者名 代表取締役社長 齊藤 十内  
(コード: 6242 東証・大証第1部)  
問合せ先 常務取締役 源 孝  
(TEL. 06-6499-5551)

## 住友重機械工業株式会社との株式交換に伴う株式の取扱いについて

住友重機械工業株式会社(以下、「住友重機械」といいます。)と当社は、このたび、当社を住友重機械の完全子会社とすることに合意し、本日、株式交換契約を締結しました。

当社は、平成22年6月29日開催の定時株主総会での承認を経て、同年10月1日に住友重機械の完全子会社となる予定です。なお、株式交換の実施に伴い、当社普通株式は、平成22年9月28日に上場廃止となる見込みです。

つきましては、株式交換に伴う株式のお取扱いについて、下記のとおりお知らせいたします。

また、株式交換の詳細につきましては、本日、住友重機械及び当社が連名にて開示しております「住友重機械工業株式会社による日本スピンドル製造株式会社の完全子会社化に関する株式交換契約締結のお知らせ」をご参照願います。

### 記

#### 1. 単元未満株式の取扱い

株式交換に伴い、当社株式を2,632株以上ご所有の株主様におかれましては、住友重機械の1単元の株式である1,000株以上の割当が行われますが、ご所有株式数が2,632株未満の株主様には、1,000株に満たない単元未満株式が割り当てられることとなります。住友重機械の単元未満株式を所有することになる当社の株主様におかれましては、株式数に応じて株式交換の効力発生日以降の日を基準日とする住友重機械の配当金を受領する権利を有することになりますが、取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。住友重機械の単元未満株式を所有することになる株主様におかれましては、住友重機械の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

##### (1) 単元未満株式の買増制度 (1,000株への買増)

①株主様が所有することとなる住友重機械の単元未満株式とあわせて1単元となるよう、住友重機械の株式を売り渡すことを請求することができる制度です。

②株式交換の日(平成22年10月1日)よりご利用いただくことができます。

##### (2) 単元未満株式の買取制度

①会社法第192条第1項の規定に基づき、住友重機械に対し、自己の有する単元未満株式を買い取することを請求することができる制度です。

②株式交換の日(平成22年10月1日)よりご利用いただくことができます。

#### 2. 1株に満たない端数の取扱い

株式交換に伴い、住友重機械の1株に満たない端数の交付を受けることとなる株主様におかれましては、会社法第234条の規定に従い、1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

以上